

おむつ等月額定額制サービス事業者募集要項

生駒市
教育部幼保こども園課
令和7年12月

1 趣旨

おむつ等月額定額制サービス事業者(以下、「事業者」という。)の募集については、この要項に定める。

2 目的と背景

生駒市では(以下、「本市」という。)、子どもにやさしいまちづくりを進めており、生駒市立保育園に通う保護者の登園準備にかかる時間短縮や荷物の負担軽減を図るため、園で使用するおむつ及びおしりふきを月額定額制で利用できる「おむつ月額定額制サービス」の導入を図るため、本募集により事業者の選定を行う。

3 募集に関する事項

(1)仕様について

別紙「おむつ等月額定額制サービス事業仕様書」のとおり

(2)事業実施期間

協定締結日(事業者決定後速やかに締結)から令和9年3月31日まで

(「おむつ等月額定額制サービス」の各園への導入開始は令和8年4月1日からとする。)

ただし、本市及び事業者いずれからも終了の申し出がない場合は、同一条件をもって同一期間(サービス導入期間)を1年単位で更新するものとする。

4 参加資格要件

本募集に参加できるものは、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2)生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領(令和5年6月1日施行)または、生駒市物品・委託業務等入札参加資格者入札参加停止措置要領(令和5年6月1日施行)に基づき、入札参加停止処置を受けている者でないこと。
- (3)国税および地方税を滞納していないこと。
- (4)会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (5)生駒市暴力団排除条例(平成23年12月28日条例第29号)第6条に規定する措置の対象でないこと。
- (6)おむつ及びおしりふきを月額定額制で提供し、利用者から直接支払を受ける事業について、2以上の自治体の公立認定こども園または公立保育園にて連続して2年以上の導入実績があること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)協定締結日までに前期「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2)期日までに提出書類が提出されない場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)著しく信義に反する行為があった場合
- (5)提出書類の記載内容が法令違反等著しく不適當である場合
- (6)協定を履行することが困難と認められる場合
- (7)提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)

6 選定までのスケジュール(予定)

スケジュール	日程
募集開始日(募集要項等の開示)	令和7年12月10日
質問受付締切	令和7年12月17日16時30分
質問に対する回答	令和7年12月19日12時00分
提出書類受付締切	令和7年12月25日必着
選定結果の通知日	令和8年1月上旬
協定締結	令和8年1月中

※日時等の変更、または追加情報については、随時生駒市ホームページにおいてダウンロードできる(URL:<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000039639.html>)

7 募集要項等の配布

令和7年12月10日(水)から生駒市ホームページにおいてダウンロードできる。

8 質問の受付及び回答

提出書類の作成等に関して質問がある場合は、下記にて受付及び回答を行う。

(1)受付方法

質問がある場合は、電子メールにて、件名を「おむつ等月額定額制サービス事業者募集に関する質問」とし、本文に「事業者名」「氏名(ふりがな)」「所属・役職等」「電話番号」「メールアドレス(返信先)」を明記の上、下記あてに連絡すること。

・連絡先 生駒市教育部幼保こども園課 保育幼稚園係

・E-mail youhokodomoen@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

(2)受付期間

令和7年12月10日(水)から令和7年12月17日(水)16時30分

※受付期間後の質問は一切受け付けません。

(3)質問に関する回答

令和7年12月19日(金)12時00分に、生駒市ホームページにおいて掲載する。

9 参加申込

本募集への参加希望者は以下の書類を提出すること。なお、参加申請書の提出により、前記「4 参加資格要件」を満たすことを誓約したものとみなす。

要件」を満たすことを誓約したものとみなす。

(1)提出書類

ア 事業者募集参加申請書(第1号様式)

イ 業務実績調書(第2号様式)

ウ 取扱銘柄調書(第3号様式)

エ 見積書(第4号様式)

・見積金額は1契約あたりの令和8年4月から令和9年3月までの12か月分の合計金額を記入すること。サービスによる無料期間を設ける場合でも、無料期間が無いものとして金額を記載すること。ただし、実際の導入に際して、無料月を設けることを妨げるものではない。

※金額決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって決定価格とするため、参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

オ 納税証明書(発行後3か月以内のもの)

- ・法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し。
- ・個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」)の写し。

カ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。)

(2)提出先

後記「13 担当者」まで

(3)提出期間

令和7年12月10日(水)から令和7年12月25日(木)まで

(4)提出方法

書留等の配達記録が残る方法にて、郵送で提出し、期間内に必着とする。

10 選定方法

(1)審査の種類

本募集は書類審査による選定とする。参加事業者が1者の場合も、所定の審査の上、決定するものとする。

ア 書類審査を行い、「4 参加資格要件」等を満たさない項目がある場合は失格とする。

イ アの条件を満たした者の中から、年額の最低価格をもって有効な見積を行った事業者を選定する。

(2)選定に関するスケジュール

前記「6 選定までのスケジュール(予定)」にて示すとおり。

(3)選定結果

選定結果については、本募集に参加したすべての事業者に通知する。

11 協定の締結

(1)協定の締結

ア 選定された事業者と本市が協議し、協定書を締結する。この場合、選定された事業者は、速やかに協定が締結できるよう手続きを進めなければならない。

イ 選定された事業者が、協定締結までの間に、前記「5 失格事項」のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、事業者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

ウ 選定された事業者との協定が成立しなかった場合は、見積価格が次に低い事業者と協定を締結するものとする。

(2)協定金額

提出された見積書の金額とする。

※ただし、サービスとして、無料期間を設けるなど、利用者との個別契約において見積書を下回る金額での契約締結を妨げるものではない。

(3)取扱銘柄

提出された取扱銘柄調書(第3号様式)に記載の銘柄とする。

※取扱銘柄が終売となった場合は、本市と対応を協議するものとする。

12 留意事項

提出書類は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責においてすべて処分するものとする。また、本市はこれを本選定以外では使用しない。なお、提出書類や審査結果(不採用となった事業者の名称を含む。)は、生駒市情報公開条例(平成20年生駒市条例第31号)により情報公開の対象となる場合がある。

13 担当者

〒630-0288 生駒市東新町8-38

生駒市 教育部 幼保こども園課 保育幼稚園係

TEL 0743-74-1111(内線2763)

E-mail youhokodomoen@city.ikoma.lg.jp